

## 不祥事根絶のための取組について

県通知、本市教職員コンプライアンス推進委員会のコンプライアンス宣言文等により、本校の具体的取組は以下の通りです。

### 龍ヶ崎市教職員コンプライアンス宣言文

私たち龍ヶ崎市に勤務する教職員は、やりがいを感じて教育実践できる学校づくりに取り組むとともに、服務規律のさらなる向上を図ることによって、児童生徒、保護者を含めた地域住民に信頼される学校、教職員を目指すために、以下のことを宣言します。

#### ( 飲酒運転 )

- 大勢の人を不幸にする飲酒運転は、絶対にしません。

#### ( 体罰・暴言 )

- 私たちは、児童生徒との信頼関係を損なう力や言葉による暴力に頼った指導を行うことなく、明るく希望にあふれた学校づくりに努めます。

#### (ハラスメント)

- 私たちは、いつでも、どこでも、誰にも優しく接し、相手の立場を考え行動します。

#### (個人情報管理)

- 個人情報は「見せない、言わない、持ち出さない」を守ります。

#### ( 金銭管理 )

- 金銭の取り扱いは、特に厳正・迅速・明瞭に処理するよう努めます。

### 長山中学校の具体的な取組

#### ( 飲酒運転 )

- 私たちは道路交通法規を遵守し、飲酒運転は絶対にしません。
- 飲酒する場合には、宴席会場に自家用車で行きません。

#### ( 体罰・暴言 )

- 体罰は児童の人権を侵害する行為であることをしっかりと認識し、肉体的・精神的な苦痛を与える懲戒を行いません。
- 必要な指導の際にも、言葉遣いに注意し、生徒の良心を信じ、心に響く指導を心がけます。

#### (ハラスメント)

- 生徒や他の教職員に対して、身体的なこと、性的なことを話題にしたり、誤解を招く行為をしたりしません。
- 学校において死角を作らないなど、盗撮行為ができない環境づくりを進めます。

#### (個人情報管理)

- 個人情報は、許可なく個人で保有したり持ち出したりしません。
- 個人情報を適切に取り扱い、個人情報の紛失や漏えいなどの事故を起こしません。

#### ( 金銭管理 )

- 物品の購入先とは公正な取引を行います。
- 金銭の処理は、正確迅速に行います。

【龍ヶ崎市の取組】 令和6年度 龍ヶ崎市教職員コンプライアンス推進委員会活動計画

	団体・組織	取組内容及び計画	取組の実際
1	学校長会	1 管理運営研修会での事例研修（7月） 2 コンプライアンス遵守に関する標語・スローガンの募集と配付（7月） 3 校長会研修会における「コンプライアンス宣言文」の確認と唱和（奇数月） 4 教員評価面談等の機会を利用した教職員一人一人への注意喚起及び相談（年間3回以上） 【成 果】 【課 題】	※ 報告時に記載
2	教頭会	1 定例研修会におけるコンプライアンス宣言文の確認(毎回) 2 各校における「コンプライアンス研修の成果と課題」をテーマにした実践報告及び研究協議(年2回) 【成 果】 【課 題】	
3	教務主任会	1 定例研修会における各校のコンプライアンス研修の実践報告と協議（毎月） 2 法令遵守意識の向上に関する標語・スローガンについて周知と募集（6月・7月） 3 定例研修会における「コンプライアンス宣言文の確認（毎月） 【成 果】 【課 題】	
4	龍ヶ崎市中学校体育連盟	1 市中体連理事・専門委員長会を通して、各部活動における体罰等禁止についての共通理解及び注意喚起（年2回・大会時） 2 部活動顧問に向けたコンプライアンス啓発資料の送付（適宜） 【成 果】 【課 題】	
5	龍ヶ崎地区学校警察連絡協議会	1 生徒指導対応において体罰や暴言が発生する場面が多いことから、生徒指導主事が生徒指導部会等で冷静に対応する大切さを職員に伝える（毎月） 2 学警連の場で、各校のコンプライアンス状況について報告、意識の高揚を図る。（年2回） 【成 果】 【課 題】	
6	龍ヶ崎市PTA連絡協議会	1 「コンプライアンス宣言」を提案（第1回役員会）、検討する。 2 第1回市PTA連絡協議会（6月7日）において発表、共有し、コンプライアンス意識の高揚を図る。 【成 果】 【課 題】	
7	教育委員会	1 服務規律遵守の啓発（年間時事・長期休業前・計画訪問時） 2 県教育委員会からの通知や研修資料の周知（随時） 【成 果】 【課 題】	

## 【長山中学校の取組】

### 長山中学校コンプライアンス研修計画

#### 1 ねらい 「みつめる力」「解決する力」「リスクマネジメント」

- 長山中教職員みんなでコンプライアンスについての知識・理解を高める。
- ボトムアップ型の研修を実施することで、不祥事根絶に向けた取り組みが「自分のこと」として感じられるようにする。
- 研修を通して、長山中学校から「絶対に不祥事を出さない」という決意をもつ。

#### 2 研修計画

回	実施日	担 当	内容・テーマ
1	5月27日(月)	1学年	・飲酒運転の根絶 ・わいせつ行為等の根絶 ・金銭管理 ・個人情報漏洩 ・交通法規 ・SNS ・著作権、肖像権 ・体罰 ・不適切な指導 ・ハラスメント 等
2	6月24日(月)	2学年	
3	7月19日(金)	3学年	
4	8月31日(金)	教務主任・養護・事務	
5	9月26日(木)	1学年	
6	10月21日(月)	2学年	
7	11月25日(月)	3学年	
8	12月16日(月)	1学年	
9	1月20日(月)	2学年	
10	2月27日(木)	3学年	

#### 3 研修方法

- 方法例 ・事例研修(ヒヤリ・ハット)  
・法令理解  
・チェックシートの活用  
・クイズ形式 等

#### 4 その他

- 随時、服務規律確保に向けた通知や「One IBARAKI」、研修資料、新聞記事等により研修を実施する。